

# 令和5年第7回（12月）上越市議会定例会

## 総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第119号	指定管理者の指定について（上越市大手町駐車場、上越市高田駅前立体駐輪駐車場）	用地管財課	1～4
議案第95号	令和5年度上越市一般会計補正予算（第6号）	用地管財課	5～6

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第119号
提出課	用地管財課

指定管理者の指定について（上越市大手町駐車場、上越市高田駅前立体駐輪駐車場）

## 1 指定管理者に指定する団体

### (1) 団体の概要

団体名	上越市本町三丁目商店街振興組合
所在地	新潟県上越市本町3丁目2番18号
設立年月日	昭和38年3月23日
設立目的	組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行うとともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行うことにより、組合員の事業の健全な発展に寄与し、併せて公共の福祉の増進に資することを目的とする。
団体の事業	①組合員の取扱品の販売に関する共同事業 ②組合員及びその従業員の福利厚生に関する事業 ③組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業 ④街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等組合員及び一般公衆の利便を図るための事業 など
管理の実績	・本町3丁目（東側）駐車場（平成8年から管理） ・本町3丁目（西側）駐車場（平成21年から管理）

### (2) 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

### (3) 指定の理由

公募に応じた1団体について、上越市財務部指定管理者選定委員会の出席委員6人全員が、指定管理者選定基準に基づいた総合評価で適切であると評価した上越市本町三丁目商店街振興組合を指定管理者として指定するもの

### (4) 事業計画の概要

<p><b>【全般的な管理運営方針】</b></p> <p>両駐車場が住民の福祉を増進する目的をもって、その利用の用に供するための公の施設であり、中心市街地活性化の活動において、お客様の利便を図る大切な施設であると認識しており、この観点に立って、「安全で安心して利用できる施設であること」「利用者の意見や要望を取り入れること」「効率的な管理運営を行うこと」を基本方針として管理運営する。</p> <p><b>【サービス向上の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き両駐車場に24時間当たり最大料金1,000円の料金設定を行う。</li> <li>・清掃等に注力し利用者が快適に利用できるような環境を整備する。</li> </ul>
---

## 2 上越市財務部指定管理者選定委員会の審査概要

### (1) 選定委員の構成

区分	氏名	所属・役職
学識経験者	小林 實	元上越市中学校長会会長
経営精通者	稲垣 研二	企業経営者
財務精通者	村椿 正子	税理士
施設の利用者の代表	上野 美保	
	佐藤 由加里	
	瀧見 直人	
市職員	柳澤 祐人	市財務部長

### (2) 選定委員会の開催

開催日	内容	出席委員
10月31日(火)	書類審査、面接審査、指定管理者候補の選定	6人

### (3) 審査

#### ア 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

- (ア) 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- (イ) 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (ウ) 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

#### イ 候補者の決定

指定管理者選定基準に基づき、提出された書類と面接により、各委員が個別に「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点（最高点の60%）を満たしているか判定し、全ての項目について基準点を満たしている場合に総合評価として適切とした。その後、委員間の合議により、候補者としての適否を決定した。

#### ウ 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 (30点)	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績

大項目（配点）	小項目
②サービス向上 （35点）	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)地域振興・活性化に寄与する方策
	(6)市民要望の把握
	(7)苦情への対応
③管理の安定 （10点）	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)5か年の収支計画書
④経費の縮減 （10点）	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 （15点）	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	(1)全ての項目が適切（○）であること

エ 審査結果

○ 各委員の評価結果

	最高点	基準点	A委員		B委員		C委員		D委員		E委員		F委員	
①	30	18	26	○	27	○	28	○	30	○	24	○	26	○
②	35	21	32	○	29	○	30	○	35	○	28	○	30	○
③	10	6	8	○	8	○	8	○	8	○	6	○	8	○
④	10	6	8	○	8	○	8	○	8	○	6	○	8	○
⑤	15	9	14	○	12	○	14	○	12	○	12	○	13	○
計	100	60	88		84		88		93		76		85	
総合評価			○		○		○		○		○		○	

※財務精通者については、書類審査による財務状況のチェックを実施

※令和5年度から、従前の○×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、評価結果表においては、基準を満たした場合は「○」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

○ 委員会の総意

	結果	理由
最終評価	適切	全委員が総合評価で適切と評価したため

オ 委員会の主な意見

**【委員】**

目標利用台数はどのように設定したのか。

**【応募者】**

利用台数はコロナ禍で減少したが、現在は回復傾向にあり、令和10年度にはコロナ禍前の利用台数に回復すると見込み目標値を設定した。

**【委員】**

24時間の最大料金を1,000円に設定しているが、民業圧迫などの意見が出たことはあるか。

**【応募者】**

苦情や意見等を受けたことは無い。利用者からも好評であり、サービス向上の面で有効な手段となっているため継続していきたい。

3 債務負担行為の設定

当該施設は、駐車料金収入をもって施設の管理を行うことから、市からの委託料は発生しないため、債務負担行為は設定しない。

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第95号
提出課	用地管財課

歳出科目 (P28～P29)	2款1項1目	一般管理費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
庁舎等管理費	196,186	5,770	201,956

主な補正財源		主な経費	
一般財源	5,770	需用費	5,770

【補正理由】

エネルギー価格（電気料金、ガス料金）の高騰に伴い、市役所木田庁舎の光熱費に不足が見込まれることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後
木田庁舎電気料金	31,517	3,548	35,065
木田庁舎ガス料金	9,420	2,222	11,642
合計	40,937	5,770	46,707

歳出科目（P28～P31）	2款1項26目	市民プラザ費
---------------	---------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
市民プラザ管理運営費	96,805	6,098	102,903

主な補正財源		主な経費	
一般財源	6,098	補償、補填及び賠償金	6,098

【補正理由】

エネルギー価格（電気料金、ガス料金）の高騰が続いていることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分をエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○エネルギー価格高騰補填金

科目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	6,098	6,098
エネルギー価格高騰補填金	0	6,098	6,098

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
上越市市民プラザ	6,098	株式会社上越シビックサービス